

山梨県公報

第四百五十七号

令和六年

三月二十一日

木曜日

目次

告示

- 指定納付受託者の指定……………一〇一
- 家畜伝染病の発生……………一〇一
- 道路の供用開始……………一〇一
- 道路の区域変更(四件)……………一〇二
- 収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………一〇三
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………一〇三
- 収去飼料の試験結果の概要……………一〇四
- 開発行為に関する工事の完了について……………一〇六
- 公安委員会
- 山梨県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則……………一〇六

告示

山梨県告示第七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
 - 指定納付受託者を指定した日 令和六年三月八日
 - 指定納付受託者に納入させる歳入 マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付する一般旅券発給手数料
 - 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
- 1 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

- VISA
 - Mastercard
 - JCB
 - American Express
 - Diners Club
- 2 国際ブランドデビットカード
- 5 指定納付受託者に納付させる期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

山梨県告示第七十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和六年三月十二日

山梨県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年四月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町瀬戸字和田一八六二番地先から	五〇〇・〇	令和六年三月二十五日

大月市七保町瀬戸字大沢二一九
四番一〇地先まで

山梨県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和六年四月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別 敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
中央市上三條字小河原三九四番三地先から 中央市上三條字三宮司六四七番一地先まで	五六・四 八〇・〇	五二・五 六五・八	七四・三

山梨県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和六年四月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府南アルプス線

三 道路の区域

区間	旧新の別 敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
甲府市上石田一丁目四六〇番一地先から 甲府市德行四丁目一五〇三番三地先まで	六・五 一四・八	二二・〇 三八二・〇	一七三六・六
甲府市上石田一丁目四三三番一地先から 甲府市德行三丁目二八五番四地先まで	二二・〇 一〇八・三	一一・〇 一五九七・八	一五九七・八

四 区域変更の期日 令和六年四月一日

山梨県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和六年四月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府南アルプス線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別 敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
甲府市上石田一丁目四四四番一地先から 甲府市德行四丁目一五三三番一地先まで	五・六 九・二	二二・〇 一六六四・〇	一九一〇・八
甲府市上石田一丁目四四三番一地先から			

甲府市徳行三丁目二八五番四地先まで	
新	一〇八・三
二二・〇	
一〇八・三	
一六六四・〇	

四 区域変更の期日 令和六年四月一日

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和六年四月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員の別（メートル）	延長（メートル）
甲府市桜井町字道々芽木六五五番一地先から 甲府市桜井町字久保田六四九番七地先まで	旧	三二・〇	九九・〇
	新	三二・〇	九九・〇

山梨県告示第七十八号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所	住所	氏名	廃止年月日
甲府市飯田二丁目二番三号 山梨県立国際交流センター内	甲府市飯田二丁目二番一号 山梨県中小企業会館四階	山梨県中小企業団体中央会 会長 栗山直樹	令和六年二月二十九日

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲斐市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 コメリP R O甲府昭和インター店 山梨県甲斐市万才字正明八百二十四―二番外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和五年十一月二日
- 四 意見の概要
 - 1 交通安全対策の実施
 - 2 騒音対策の実施及び廃棄物等の処理
 - 3 景観保全の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和六年四月二十二日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 コメリハード&グリーン石和店 山梨県笛吹市石和町東油川字北畑二十五番外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和五年十月三十日
- 四 意見の概要
 - 1 廃棄物の適切な管理及び処理の実施
 - 2 騒音対策の実施
 - 3 防災・防犯対策への協力
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和六年四月二十二日まで

● 収去飼料の試験結果の概要
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和六年一月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

製造事業場所等の 名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	(製造 輸入) 年月	試験結果の概要						備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	
JA東日本くみあい飼料株 式会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開	JA東日本くみあい飼料株 式会社山梨営業所八田中継 基地 山梨県南アルプス市下高砂	くみあい配合飼料 甲斐ビーフ	令和六年一 月	一二・八	四・〇	六・五	三・六	〇・四〇	〇・四一	
同	同	くみあい配合飼料 子牛育成用はぐくみ パワー	同	一九・五	三・一	六・五	六・三	〇・八八	〇・五四	
中部飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家塚	マル中印肉豚肥育用 配合飼料 E M E ポーク	令和五年十 二月	一三・三	三・五	三・〇	四・一	〇・六六	〇・四九	
同	同	マル中印ブロイラー 肥育後期用配合飼料 ハイブローC	同	一九・四	七・八	二・四	四・八	〇・九三	〇・四五	
清水港飼料株式会社鹿島工 場 茨城県神栖市東深芝	富士飼料株式会社 山梨県北杜市白州町鳥原	まるス印肉牛用配合 飼料 肉牛肥育用ベレット	同	一三・一	三・八	三・六	五・五	一・二四	〇・五三	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年三月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南巨摩郡身延町下山字川除下九千五百二十三番一の一部、九千六百五十五番、九千六百六十七番の一部、九千六百八十八番三の一部、九千六百八十八番五の一部、一万三千五番五の一部、一万百三十三番二十二及び一万千三十五番の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南巨摩郡身延町切石三五〇番 身延町長 望月幹也

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

山梨県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

山梨県公安委員会審査請求手続規則（令和三年山梨県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十九条」を削る。

第二十八条を削り、第二十九条を第二十八条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。